

介護老人保健施設 LA・LA・LA
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 LA・LA・LA
- ・開設年月日 平成 2 年 2 月 2 8 日
- ・所在地 半田市更生町一丁目 1 2 3 - 1 3
- ・電話番号 0 5 6 9 - 2 4 - 0 1 1 1
- ・FAX 番号 0 5 6 9 - 2 4 - 3 6 2 2
- ・管理者名 松前 秀和
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2 3 5 2 4 8 0 0 0 4 号)

(2) 目的と運営方針

[目的]

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護及び要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

[運営方針]

I 施設運営方針

全職員の協働意思のもと利用者に対して安心と満足を与える。

II 利用者の処遇

利用者を 1 人の個性ある存在と認め、人と人との触れ合いを通して自立に向かうよう援助する。

(3) 職員体制

	常 勤	業務内容
・ 医師	1 名以上	通所者の病状等の把握・管理
・ 看護職員		病状・心身の状況に応じた看護
・ 介護職員	7 名以上	自立の支援、日常生活の充実
・ 支援相談員	1 名以上	通所者に対する相談援助
・ 理学療法士		通所者に対する理学療法
・ 作業療法士		通所者に対する作業療法
・ 言語聴覚士	1 名以上	通所者に対する言語療法
・ その他	1 名以上	通所者の送迎

(4) 通所定員 ・ 1 単位目 7 0 名

2. 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時00分から午後4時5分までとする。

3. サービス内容

① 通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

昼食 12時00分～13時00分

*なお、利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応します。）

*なお、利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、該当する方は、個別にご相談させていただきます。

4. 事業の実施地域は、半田市の区域とする。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙・火気の取扱いは禁止しております
- ・設備・備品の取扱いにご注意いただき、破損等が生じた場合は賠償していただきます
- ・必要なもの以外（備品・食べ物等）の持ち込みはお断りしております（紛失等の責任は負いません）
- ・金銭・貴重品の持ち込みはお断りしております（紛失等の責任は負いません）
- ・宗教活動は禁止しております
- ・ペットの持ち込みはできません
- ・利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します
- ・他利用者への迷惑行為は禁止しております
- ・サービス提供中の面会をご遠慮ください

6. 契約の解除条件

当施設は、利用者・家族に対し、次のいずれかの場合には利用途中であっても利用を解除・終了します。

- ・利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ・利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ・利用者が、当施設、当施設の職員または他のご利用者等に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ・料金の支払を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合
- ・施設の規則、契約等を遵守しない場合

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非難階段、非常通報装置
漏電火災報知機、避難器具、誘導灯、誘導標識
防火戸、避難口、非常警報設備等
- ・防災訓練 年2回（うち1回は消防署立会いのもと、夜間を想定して）

8. 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令された場合の対応は、次のようにします。

利用は警戒宣言が発令された時点で終了とし、利用者の方はご家族にお迎えに来ていただきます。引き渡すまでの間は施設で保護します。

*警戒宣言発令後のご予約は取り消させていただきます。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

9. 事故発生時の損害賠償

当施設は、損害賠償責任保険に加入していますので、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その規約に基づき、速やかに対応します。

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等、他の方に迷惑を掛けること」は禁止します。

11. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

8：30～17：30（日曜除く）

電話0569-24-0111

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

他に、以下のような外部の苦情相談窓口があります。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 愛知県国民保険団体連合会介護保険室 | TEL 052-971-4165 |
| ② 半田市役所高齢介護課 | TEL 0569-21-3111 |
| 阿久比町役場保険課 | TEL 0569-48-1111 |
| 武豊町役場福祉課 | TEL 0569-72-1111 |
| 常滑市役所福祉課 | TEL 0569-35-5111 |

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。